

消費税軽減税率制度等説明会のご案内

中村税務署及び税務署管内商工会議所並びに公益社団法人幡多法人会では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

消費税の軽減税率制度は、平成31年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

開催日時		開催場所	定員
年月日	時間		
平成30年9月4日	14時～15時30分	土佐清水商工観光会館 (土佐清水商工会議所 2階中ホール) 土佐清水市寿町2丁目11-16	30名
平成30年9月5日	14時～15時30分	宿毛商工会館 (3階大会議室) 宿毛市中央2丁目2-18	150名
平成30年9月6日	14時30分～16時	中村商工会館 (3階大会議室) 四万十市中村小姓町46	100名

混雑の状況により、受講いただけない場合がございますので予めご了承ください。
駐車場等はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

お問合せ先

公益社団法人 幡多法人会 担当：武田 電話0880-34-6896

中村税務署 法人課税部門 担当：和田 電話0880-35-2135

税務署にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。